

書評

Geoffrey M Hodgson 著 [2015]

Conceptualizing Capitalism

(The Chicago University Press)

渡部 亮

本書は資本主義(capitalism)の真髄(essence)とは何かを探求する好著である。それは資本主義の内部分析とでも呼ぶべき内容であり、資本主義の基盤を構成する諸制度(市場、企業、貨幣、銀行、所有権など)の本質的意味や定義を詳細に吟味している。著者は英国ハートフォードシャー大学教授で、制度学派に属す。

諸制度の再検討が必要になったのは、大金融危機の頻発、所得格差の拡大、ポピュリズムの横行による民主主義の危機、こうした問題が一挙に表面化したからである。アングロサクソン・モデルと呼ばれる英米型の国家統治モデルの持続可能性に疑念が生じる一方で、国家統制と市場経済を折衷した中国型統治モデル(国家資本主義)が台頭し、資本主義の将来に関するさまざまな論考が提起されている。

本書の主題は、資本主義対社会主義といったイデオロギー論争ではなく、資本主義を支える諸制度の意味を明確にすることによって、資本主義とは何かを解明し、その将来を展望することである。その要旨は、市場(民間部門)と政府(公的部門)とは資本主義を支える両輪であって、市場原理主義も、市場を否定する国家統制主義もともに間違いであるということである。この一貫した論理によって諸制度の解明が

行われている。

本書では古今東西の文献を広範に漁り、諸制度の語源や歴史的由来を確かめているので、巻末の参考文献一覧だけでも80ページに及ぶ。半面図表は少ないのだが、英米伊蘭4か国の一人当たりGDPを1300年まで遡って描いた図表1-1が示唆に富んでいる。それによると、19世紀以降に1人当たりGDPが急増したことが明確である。経済統計の大家であるアンガス・マディソンの推計によれば、紀元前後から1700年までの間、世界の1人当たりGDPは3.5倍にしかならなかったが、1700年以降2003年までの期間には11倍となった。こうした事実を手掛かりとして、著者は資本主義が19世紀以降に確立したという仮説を立て、それをさまざまな角度から検証する。実際資本家とか資本主義といった用語が使用されるようになったのもそのころであった。

著者によれば、資本家(capitaliste)という言葉が最初に使用したのは、フランスの重農主義者アンヌ＝ロベール＝ジャック・チュルゴーであり、それは1774年のことであった。その後英国で1817年にデイヴィッド・リカードなどがcapitalistを使用した。マルクスもcapitalistは使用したが、まだcapitalismは使わなかった。

英語の文章の中で capitalism という言葉を最初に使われたのは、1855年にかけてウィリアム・サッカレーが連載した小説『ニューカム家』だとされる。いずれにしても1848年の『共産党宣言』刊行時には、資本主義 (capitalism) という用語はまだ定着していなかったといっただろう。

1. 資本主義とは何か

通常、資本主義の特徴は、生産手段の私有化と貨幣を対価とする市場取引による利潤追求にあるとされる。別の言い方をすれば、私的財産権 (所有権)、貨幣を交換手段とした市場取引、株式会社などの諸制度が資本主義という制度を構成する。制度とは社会的構築物といった意味であり、現代では国民国家の政府 (統治主体) がそうした制度を構築する。しかし所有権、市場取引、貨幣といった個々の制度は、国民国家が形成される以前の太古の時代から存在した。少なくとも資本主義という概念や用語法が定着する以前からすでに存在していたことは間違いない。それゆえ所有権も市場取引も貨幣も、資本主義の必要条件ではあるが十分条件ではない。特に19世紀以降に1人当たりGDPが急増したひとつの大きな理由は技術革新だが、その技術革新は所有権や市場取引によってだけでなく、銀行制度や会社制度の発達によって可能になった。

こうした点を踏まえたくうえで、本書の著者は第10章で資本主義を次のように定義している。

1. 私的財産を所有し売買する個人の権利を定めた法制度が存在する (所有権の認知)。
2. 商品や私的財産の売買取引が貨幣を使って広域市場で行われる (市場における貨幣の使用)。

3. 資本や労働といった生産要素を所有する者が、利潤追求を目的として財貨サービスを生産し販売する (利潤追求)。
4. 家庭とは別の場所に、生産活動を組織的に行う事業体が存在する (会社ないし企業の存在)。
5. 雇用契約に基づく賃金労働が広範に行われる (雇用者と被雇用者の関係)。
6. 民間銀行による信用創造や負債の取引が行われる (民間銀行の存在)。

上記の5はマルクスが強調した点であり、6はシュンペーターが強調した。しかし著者によればマルクスやシュンペーターといった経済学者も、国家政府の役割や経済活動の政治的・法的側面を軽視したという。また容易に想像できるように、著者は、ネオクラシカルの経済学やネオリベラルの市場原理主義も批判する。すべての生産要素が市場取引の対象とはならないからである。例えば奴隷の市場や労働力の先物市場は存在しない。雇用者 (企業経営者) が研修や技能教育などへの支出 (人的資本への投資) を先物市場でヘッジすることはできない。また労働を担保として融資を受けることも行われない。

著者は、資本主義を上記の6つの要素によって定義しているが、それが機能するためには家庭や国家政府、自然環境などが整っていなければならないとする。特に国家政府という統治主体の存在が大きい。上記の6つの要素が全開し、資本主義が離陸したのは19世紀以降だが、資本主義の揺籃期にあたる18世紀には、共通の法、共通の貨幣、共通の言語を持つ国民国家がすでに出現していた。しかしまだその時代には、国家政府が民間人の私的財産を没収したり重税を課したりした。そうした横暴を防止する

制度（所有権の保障）が定着したのは19世紀以降であろう。所有権が確立し民間市場取引が活発になれば、国家政府も財政的に潤って、国家相互間の武力衝突に打ち勝つための国力を蓄えることができた。このようにして国家政府と民間市場は共生的に発展した。そうした意味では、すべての資本主義は程度の差こそあれ混合経済体制である。ネオリベラルには、所有権を巡る国家政府の役割と、民間市場と政府の共生関係に関する視角が欠如しているという。またソ連などの共産主義は所有権や市場経済を否定したが、現実には合法非合法の別を問わず、市場取引なしには共産主義経済も存続しえなかった。

上記の6つの資本主義の定義が示される10章までの各章では、資本主義の基盤を構成する諸制度（貨幣、銀行、所有権、市場、会社など）の本質的な意味が記されている。著者によれば、資本主義を理解するためには、まず資本とは何かが究明されなければならない、資本を理解するためには、貨幣とは何かが究明されなければならない。さらに貨幣を理解するためには、金融制度とは何かが究明されなければならない。貨幣を使った所有権の売買取引が行われるのが市場だから、市場を理解するためには、所有権とは何かが究明されなければならない。そして所有権を理解するためには、法とは何かが究明されなければならない。また市場と会社の境界線はどこにあるかも究明課題である。こうした諸制度のなかでも最も重要なのは所有権であろう。

2. 所有権とは何か

資本主義は生産、分配、交換といった経済的な諸活動を規定する法制度の存在を前提として

いる。したがって資本主義が円滑に運営されるためには、政府による法制度や規制が必要である。市場経済や会社制度は、国家政府が強力な時にうまく機能するといった逆説さえ成立する。かつての日独経済や現代の中国経済の台頭はそのことを物語っている。

ところで英米はコモンローの国であり、元来「法」とは法律や法文 (legal rule) であるよりも、道理に基づく慣習的規則 (customary rule) だとされる。しかし本書の著者は英米型コモンローの法理を普遍的なものとはみなしていないようだ。たしかに中世までの英国（イングランド）では教会、封建領主、ギルド（商人組合）などが個別に自律的な管轄権を行使し、慣習的に紛争処理をしていた。英国にはローマ法のような体系的な成文法は存在しなかったし、法律家の教育も欧州大陸のように大学の法学部ではなく、法曹学院 (Inns of Court) と呼ばれる市井の寺子屋で行われた。しかし近代になり広域の市場取引が発達し、統一的な管轄権が要請されるようになった結果、教会、封建領主、ギルドといった自律的権威が国家 (state) に包含されるようになった。市場取引を円滑に行い、所有権を認知し、契約を執行するためには英米でも国家政府が必要とされたのである。

法に関するこの議論は、貨幣が自然発生的に生まれたとする貨幣商品説と、国家政府の存在を基盤とする貨幣法制説（ないし貨幣国定説）の違いに似ている。法（コモンロー）には万人が納得できる妥当性、公平性、正当性がなければならない、それが自然発生的な慣行を起源とするという点では、貨幣商品説に似ている。しかし法は慣行だけに還元できるものでもなく、法律 (act) を制定し、それを強制する法治国家の存在が不可欠である。そうした点では貨幣法

制説に似ている。

法と国家の関係の具体例として、著者は所有、所有権、売買取引といった概念を吟味する。まず所有 (possession) とは、物財や資源を物理的に占有し、実効的に使用することであり、それは人と物の関係に帰着する。それに対して所有権 (property) は人と人との関係であり、当事者間での取引の認証や法的正当性を証明する法制度が必要である。そうした意味で所有権は法制度によって創り出された概念であり、政府のような第三者の存在を必要とする。つまり法的な所有権は物理的な所有とは異なるのである。

所有権はローマ法に起源を發し、①使用権、②産出物 (果実) の収穫権、③移動権ないし搬出権、④担保設定権、⑤処分権ないし売却権などを含む。ローマ法を継受しなかった英国でも、貴族や封建領主 (地主) の所有権は13世紀ころから認知されていた。しかしその当時の英国には、不動産の長子限定相続 (primogeniture) や相続財産の譲渡制限 (entail) といった制度が存在し、売却や処分が完全に自由ではなかった。また既婚女性の財産所有権は、1870年に Married Women's Property Act が制定されるまでは公式に認められていなかった。

民間人 (成人男子) の一般的な所有権は、名誉革命を経たあとに長い期間をかけて次第に確立したのだが、それは抵当権設定による借入れといった金融制度とともに確立した。また所有権を認知したり強制したりする国家政府のような公的権威も必要であった。国家が存在する前から所有は存在したが、所有権は国家政府の登場を待って確立したのである。換言すれば、所有権とは所有そのものよりも権利のほうに力点を置く概念である。それは法制度による構築物

であり、法の存在なしには定義できない。中世以前の英国では、不在地主に代わって土地を管理する受託者が、コモンロー上の法的所有者とみなされたことはあったが、現代では「事実上の所有権 (de-facto property)」といった概念は論理矛盾であろう。

資本主義は所有権を始めとする法制度の存在を抜きにしては成立しえない。カカオやコーヒー豆の多くはアフリカや南米で生産されるが、チョコレートやコーヒーを生産する大企業は欧米諸国に所在する。このことも法制度の確立が資本主義を支えていることを示す。著者によれば、正統派経済学は所有を論じるだけで、所有権という法的概念を軽視しているという。

所有権の保護は、単に略奪や盗難にたいする安全保障ではなく、商人が自分の私的用途以外の目的、つまり転売する目的で所有している商品を、自分の財産だと主張できる法制度であった。自給自足経済では、自分たちの用途以外の目的で、物品を保有することはほとんど考えられなかったから、市場経済に移行して初めて、所有権の保護が重要となったのである。

また契約保護の必要性が生まれたのは、商品売買に関する合意 (契約) が成立した時点と、その商品の受渡し時点との間に時差が生じるのが常であり、そうした時差が存在する場合でも、当初の合意 (契約) どおりに取引が実行されることを保証するのが契約法であった。しかし予期せざる偶発的事態の発生を事前に想定し、契約によってそうした事態のすべてをカバーすることはほとんど不可能であろう。そのため商品の受渡しを含む取引全体を担保するルールや了解、さらには紛争処理のための司法制度などが必要になった。また紛争が起きた場合に備えて、商人の仲間うちから仲裁者を選ぶ

必要も生じたであろう。

市場経済システムを支えるルールや法制度などを確立するためには、統治者（政府）が民間商取引に関して理解を持つ必要がある。そのためには統治者自身が民間商取引から恩恵を受ける立場に立つ必要がある。歴史をさかのぼれば、統治者にとって最も単純な恩恵とは外国貿易から生じる利益であり、取引のルールや法制度を統治者が徹底させるためには、広大な地域よりも小国のほうが容易であった。かくして商人が介在する商取引や小規模な市場経済システムは、いちちやくイタリアなどの都市国家で始まった。

3. 資本とは何か

資本は「生産手段（生産要素）を獲得するために投下された資金」という意味だが、カネ（資金）のほうに力点を置く場合と、生産手段（特に機械のような資本財や土地）のほうに力点を置く場合とがある。もともと capital の語源は家畜の頭を意味する capita であり、その起源はギリシャ・ローマ時代に遡る。その時代には馬や牛などの家畜が動力であり生産手段でもあったので、これは納得にいく説明である。ちなみに英語の capital には頭文字（大文字）や首都といった意味もあるが、いずれも頭や首を意味する。また capital punishment は絞首刑を意味する。per capita GDP（1人当たりGDP）の per capita も頭数あたりという意味である。

capital が生産手段と貨幣資本の両方の意味で使われるようになったのは、12～13世紀のイタリアで、複式簿記が発達したことによるという。複式簿記では、資産サイドの生産手段（機械や土地）と負債サイドの貨幣資本（資金）が

両建てで記帳される。このことは capital に物（生産手段）とカネ（貨幣資本）の二重の意味を与えることになり、その後用語法上の混乱を招くことになった。そうした歴史的経緯を踏まえたうえで、本書の著者は、資本とは「貨幣」ないし「貨幣所得を生み出す市場性のある（譲渡可能な）証券」だとする。ビジネスの世界（実業界）でも capital は貨幣資本という意味で使われることが多い。また「資本の棄損」というときも、物理的な生産手段の倒壊を意味するよりは、証券など貨幣資本の市場価格（valuation）の低下を意味することが多い。生産手段という意味であれば、資本財（capital goods）という用語を使うべきであろう。

しかし古典派経済学の元祖アダム・スミスは、生産手段のほうに力点を置いたので、それ以来経済学は資本を財貨とみなすようになってしまった。古典派経済学は、資本を労働と並ぶ生産手段（生産要素）と位置づけ、歴史を超越した物理的真理を追究しようとした。そのため貨幣資本への投機によって引き起こされる金融危機のような現象を見失ってしまった。貨幣としての資本は歴史的な現象であり、それは所有権や契約といった法制度の確立によって姿形を整えた。貨幣そのものの歴史は古代に遡るが、資本主義を特徴づける貨幣資本は、所有権や契約、民間銀行制度など一連の制度と相まって19世紀以降に確立した。

それに比べると生産手段としての資本（家畜や道具）は、太古の時代から存在した。いわゆる社会資本や人的資本も、それらが用語としては確立されない時代から存在した。そうした意味では、生産手段としての資本は資本主義を特徴づけるものではない。そもそも社会資本や人的資本という用語は、自然環境や労働に価格を

付けて市場取引の対象（コモディティ）にするといった誤解を生む。資本と労働を生産手段として同列に置くのも間違いかもしれない。貨幣所得を生み出す生産手段としての資本は、借入れの担保に供され、その借入れ資金があらたな投資に充当されるが、労働は借入れの担保には供されない。

4. 貨幣とは何か

貨幣の起源に関しては、貨幣法制説（state theory of money ないし chartalist theory of money）と貨幣商品説（commodity theory of money ないし spontaneous theory of money）がある。貨幣法制説は、貨幣法定説や貨幣国定説と呼ばれることがあるが、本論では貨幣法制説と呼ぶことにする。

この貨幣法制説によれば、貨幣は銀行の信用に基づいて発行される信用貨幣であるとともに、その信用を担保する法制度の存在を前提とする。現代では、中央銀行の負債である現金通貨や民間銀行の負債である預金通貨が信用貨幣であるが、それらは法制度によってそれぞれの信用を担保されている。そうした意味で現代の信用貨幣には貨幣法制説が妥当する。銀行の負債として発行される信用貨幣を使って、実物取引に伴う所有権の売買取引を決済したり、債権債務関係を清算したりするわけだが、そのためには取引の決済や債権債務の清算を認知したり強制したりする法制度が必要である。したがって貨幣法制説によれば、貨幣は物財というよりも抽象的な法制度のひとつである。

ただし評者としては、例えば国際通貨としてのドルの場合には、国際法や国際協定は存在せず、米国の国力をベースとした信用に基づいているわけだから、貨幣法制説とは別に貨幣信用

説（credit theory of money）があってもよいと考える。

現実の市場取引では、一定の期間内にすべての財貨サービスの受け渡しが完了しないので、取引の結果かならずと言ってよいほど貸借（債権債務）関係が生まれる。その貸借関係を用によって補完するのが金融取引ないし貨幣制度である。換言すれば、所有権の売買取引に伴って発生する貸借関係を決済するのが金融取引であり、現代では信用貨幣が決済に使用される。そのためには信用貨幣の信用を担保する法制度とともに、所有権や貸借関係の大きさを計測する価値尺度ないしは計算単位として、特定の貨幣（国民通貨）を政府（統治主体）が法貨として定める必要がある。

なお政府が特定の貨幣の使用を強制する側面を強調する場合、それは強制貨幣（fiat money）と呼ばれる。fiat money とは、政府が法定通貨（法貨）として流通を強制する通貨である。ラテン語源の fiat は英語の let be にあたり、fiat money は「貨幣よ、存在せよ（let money be）」という意味である。

貸借関係の記録自体は4000年以前からアッシリアやバビロニアに存在し、楔型文字によってその記録が粘土板に書きつけられた。これを貨幣の起源とする論者も多く、貨幣信用説の一種に分類することができるであろう。古代における貨幣が貸借関係の記録にすぎなかったとすれば、貨幣自体を蓄積すること（資本蓄積）などには意味がなかった。近代の国民国家の時代になると、政府が貸借関係を管理するようになったが、その政府自体が貨幣の過剰発行によって信用を損なうといった事態も頻発した。そこで英国では、過剰発行による貨幣価値の希薄化を阻止するとともに、貨幣を使った民間取引の決

済を容易にするため、1694年にイングランド銀行が創設され、それが近代の信用貨幣制度の契機ともなった（創設の経緯に関しては次節参照）。

信用貨幣は銀行の負債であり、負債が譲渡可能な資産（貨幣）として流通する。借り手の側からみれば、担保資産をベースとした銀行借入れ（負債）が、信用貨幣（預金通貨という資産）として通用する。負債が資本主義経済の成長を駆動するエンジンとなることは、資本主義の確立過程において最大の発明発見だったかもしれない。銀行は預金量に制約されずに、貸出によって貨幣量を増やすことができるようになったからである。

貨幣法制説に対して貨幣商品説は、貨幣が財貨の売買取引を円滑に行うために自然発生的に生まれた交換手段であるとみなす。市場取引を重視するカール・メンガーのような経済学者によって貨幣商品説が提唱された。実際一般均衡論では、財貨サービスの実物取引は一定の期間内に需給が均衡すると考えられ、均衡状態では貨幣を保有する者はいない。したがって究極のところ、財貨サービスの取引は物々交換に近く、貨幣には精々交換手段としての役割しかない。貨幣商品説では、貨幣は蓄蔵手段というよりも交換手段としての役割が大きいのである。

貨幣商品説によれば、各種の財のうち最も市場性があり、しかも耐久性があり、運搬に適し、分割や合成が可能な、金のような財が自然発生的に貨幣となった。確かに特定の財貨を貨幣として使用すれば、いわゆる欲望の二重一致の問題を解決でき、ネットワーク効果も発揮されて便利である。しかしそれが価値尺度として昇華されるまでには、偽造や希釈化といった不正手段を防ぐ必要があるので、法的な枠組みな

しに自然発生的に商品貨幣として定着したとは考えにくい。またどの商品が貨幣として指定するかは、国家政府など公的権威に依存する。そのように考えれば、売買契約や貸借契約の執行強制と貨幣指定の両面で国家政府が関与せざるを得ない。しかし政府がみずから都合がよい形で特定の貨幣（fiat money）の使用を強制するだけでは不十分であり、民間部門が政府の貨幣発行への関与を納得し容認する必要もある。ここでも国家政府と市場（民間部門）の相互作用に関する制度的な枠組みが不可欠になる。

近年いわゆる仮想通貨や暗号通貨（cryptocurrency）の流行によって、法制説でも商品説でもない「貨幣工芸説」とでも呼ぶべき第三の説が登場した。仮想通貨は、技術進歩によって自然に創出されるという意味で、古代アステカ王国で貨幣として使用された綿布に似ている。昔は綿布が最高級の工芸品であった。同様に仮想通貨も、暗号解読という技能が国家や銀行の信用を代替するという意味で、工芸品といえるかもしれない。ブロックチェーンという技術が、貨幣取引の非可逆性と検証可能性とを担保する。

従来の貨幣は、中央銀行や預金を取り扱う民間銀行の信用を基盤とし、その信用は法制度によって担保された。仮想通貨は中央銀行も民間銀行も必要とせず、また国家政府が関与しない私的貨幣だが、法制度を持たない貨幣が存在し得るかどうかはまだ明らかでない。しかし2007～08年のリーマンショック直後にビットコインのような仮想通貨の構想が提起されたのは決して偶然ではない。巨大銀行が法制度をなかば無視する形で業務を拡大した結果、大金融危機が発生し、銀行の信用が失墜したからである。かりに貨幣法制説が破綻したとすれば、貨幣制度

自体の再構築が課題となるのは当然だともいえる。

5. 金融制度とは何か

銀行が発行する信用貨幣が法制貨幣として通用するようになったのは、17世紀末以降のことである。さらに歴史を遡ると、為替手形や両替商が発行した預かり証など、譲渡性（流動性）のある負債がすでに14～15世紀ごろにはイタリアやオランダに存在していた。しかしその時代には負債の支払いを強制し譲渡性を保証する法制度はまだ確立していなかった。そこで負債の譲渡性を高める仕組みとして登場したのが中央銀行であり、それが英国において最も顕著な形で発達した。

英国では1688年の名誉革命によりオランダからウィリアム三世（オレンジ公ウィリアム）を迎い入れたが、それは政治革命であるとともに、行政革命や金融革命の要素を帯びていた。当時のオランダではすでに金融制度が発達しており、それが英国に持ち込まれたのだが、その金融制度は行政制度や官僚制度の発達を必要とした。そうした意味では、名誉革命は君主政権（王権）を制御する民主革命というよりも、すでにオランダなどで発達していた金融制度や行政制度を英国に持ち込んだ意義のほうが大きい。それは金融革命であるとともに行政革命でもあった。

1694年に創設されたイングランド銀行（英国の中央銀行）は、財政資金調達（国債発行）という君主政権のニーズと、信用貨幣を使用した商取引の決済という民間業者のニーズ、この二つのニーズを巧みにマッチングさせる制度であった。その当時の英国は、スペイン継承戦争などでフランスと交戦状態にあったので、戦費

調達を必要としていた。そこでイングランド銀行は、国債を引き受ける形で君主政権の戦費調達を支援するとともに、政権によって信用を裏書きされた信用貨幣（法制貨幣）を発行して民間取引の決済手段に供した。イングランド銀行の株主は民間のマーチャントバンカーであり、彼らが銀行経営のガバナンス主体ともなった。

中央銀行制度は、民間取引の当事者間の債権債務関係を中央銀行の負債（中央銀行券）を使って決済することを可能にした。政権からお墨付きを得た中央銀行の負債のほうが、為替手形など民間業者の負債よりも譲渡性が高かったからである。

もともと民間の負債には債務不履行のリスクが内在するので、そのリスクを制御する法制度なり国家政府の存在が必要である。イングランド銀行の発足当初も制度維持のために官僚機構を必要とし、そうした仕組みが名誉革命以降の英国に導入された。ちょうどこのころには、スコットランドを併合する形で大英帝国が形成され、責任内閣制も定着した。そうした意味で、名誉革命は金融革命であるとともに行政革命でもあった。その後為替手形の支払いを強制する法律や部分準備銀行制度などが、18世紀中葉にかけて次第に確立した。部分準備銀行制度とは、銀行が預金の一部分を準備資産として手元に置いておけば、残りの預金は新たな貸し出しに回すことができる制度である。銀行から貸し出しを受けた借り手は、その借入資金を決済に充当することができる。部分準備制度が、民間銀行の負債を信用貨幣（預金通貨）として流通させることを可能にした。18世紀初頭には金利も低下し、こうした金融革命がその後の産業革命を可能にした。同時にまた、産業革命が銀行融資を必要としたことも、民間銀行による信用

制度のいっそうの発展を促した。

このように資本主義は銀行制度ないし信用制度の発達を不可欠の要件とした。確かにシュンペーターが強調したように、銀行を中心とした信用制度の発達が資本主義の一つの要件であるが、冒頭で述べたように、資本主義 (capitalism) という用語自体が使用されるようになったのは、19世紀中ごろ以降のことであり、銀行制度や信用制度の確立自体はそれよりも100年以上早い。ちなみに英国のマーチャントバンクのベアリングは1762年に創設されたし、ロスチャイルドも1798年には創設された。したがって銀行制度も信用制度も、資本主義が成立するため必要条件のひとつにすぎない。ただし大規模融資は利子の支払いを必要とし、投資収益率が利子率を下回る場合には、借り手の債務不履行が発生して、融資銀行の資産が損なわれる。そこで民間銀行の発展の次には、最後の貸し手としての中央銀行の機能や預金保険制度が不可欠となるのだが、国家政府がそうした機能を整備したのは、19世紀後半以降のことであった。

6. 市場とは何か

最初に述べた6つの意味での資本主義が定着するには、単に銀行制度ないし信用制度だけではなく、大規模生産を行う株式会社や広域市場取引が不可欠であった。そこで次に市場とは何が論じられるが、本書の中でも市場の定義は最も難解である。

まず市場経済のメリットは、①消費者にとっての選択の自由、②革新を実行する企業家に対する報酬の実現、③有限な資源の最適配分といった諸点である。そうしたメリットを実現するのが市場価格というシグナル (信号) であり、それは貨幣単位によって表示される。競争

的な市場では、価格情報が取引参加者の間に瞬時に伝播するので、上記のメリットが実現する。

次に経済学による市場の一般的な定義は、①貨幣を対価とする売買取引の場所であり、②そこでは複数の匿名の参加者が競争的な取引を繰り返し行い、③通常は一物一価の法則が成り立つといったものであろう。しかし貨幣を直接的な対価とはしないバーター取引も存在するし、なじみの当事者 (実名の個人) が相互間の関係性を重視して、競争的ではなく習慣的かつ協調的に取引する場合も多い。それらは市場外取引と呼んでもよいかもしれない。市場は、資本主義の構成要素として必要不可欠だと考えられてきたが、市場の存在だけでは資本主義を説明できない。また市場があらゆる経済問題の解決策となるわけではないし、奴隷、子供、投票権などは市場取引の対象にはならない。

そこであらためて市場とは何かというと、それは場所としての実体よりも、抽象的な制度として理解すべきだという。実際インターネットの発達によって、物理的な場所としての市場の意味は薄れた。また市場とはみずからが自己調整するシステムであり、そこでは外部からの助力や干渉なしに、商品の価格や品質、数量、売り手と買い手の属性などの情報が処理される。そうした情報処理過程で、取引参加者が試行錯誤を繰り返しながら学習する。自転車の運転やスキーの滑り方を各自がそれぞれの経験で学習するように、市場参加者も学習によって取引手法を習得する。

要するに市場とは、貨幣などの諸制度と同様に、歴史的な進化を重ねて形成される制度であり、生物の種類と同様に市場にも多様性がある。国や地域、時代によって文化的伝統や法制

度的の枠組みが異なり、その違いによって参加者の行動が規定される。そうした意味で市場は多様性を持っている。十人十色の参加者がいるように、いろいろな市場経済がある。それを政府が一律に規定することはできない。

市場取引の起源は考古学的ないし文化人類学的のテーマだが、最初は部族内よりも部族間での取引が主体だったようだ。すでに紀元前6世紀のアテネでは、アゴラ (agora) と呼ばれる公開の場所で牛馬、香辛料、宝石、象牙、羊毛などの取引が行われていた。こうした取引はローマ時代にも行われたが、476年に西ローマ帝国が崩壊してからは衰退した。その後16世紀以降の大航海時代になり、海洋貿易が盛んになってから、新しい市場取引が公的な権威によって特許を与えられて組織された。

しかし匿名の個人が、貨幣を対価として公開市場で売買取引を頻繁に行うようになったのは、工場内での分業生産が一般化した19世紀以降のことであろう。この点はカール・ポランニーが『大転換』の4章で指摘している。すなわち人類の長い歴史の中で、市場経済が開花したのは産業革命以降の精々250年間で、それ以前の時代には互酬、再分配、家計維持といった行動原理が社会組織を支配していた。部族内での地縁血縁関係に基づく地位や権威、お互いの役割などを維持し確かめ合う行為として、互酬的で互恵的交換取引が行われていたにすぎない。それは契約に基づく所有権の売買取引とは程遠いものであった。分業による交換取引のメリットを主張したアダム・スミスにとってさえも、市場での貨幣を使った売買取引は、眼前の現実というよりも近未来的な事象であったかもしれない。つまり貨幣を使って市場取引を行う経済人とか、利得と利益を求めて市場で取引す

る経済人といった想定は、有史以来の人間の自然状態ではなかった。それまでの時代における貨幣は貸借関係の記録にすぎず、貨幣自体を蓄積すること (資本蓄積) などには意味がなかった。

経済学は新しい学問であり、広域市場における取引が行われるようになったあとに発達した。経済学は、市場取引の存在をはじめから前提として、価格決定や資源配分のメカニズムを論じたのだが、市場構造を生産者数の多寡によって独占、寡占、独占的競争、完全競争に分類する程度で、人々が利益追求を目的として集まれば、それが市場とみなされた。あらゆる種類の交換取引 (exchange) の集合を市場とみなすのだが、市場の制度的側面や社会的文化的設定などは捨象してきた。

また近年の経済学では市場における取引コストを問題にするが、そこには所有権移転といった法的概念が明示的には含まれない。本書には記述がないが、この取引コストの問題が、市場と会社の境界線の議論に関係してくるので、ここで付記しておく。

経済学上の取引コストとは、①原材料の供給業者や製品の販売業者を探し出し、それぞれの業者の供給価格や販売価格を比較するために必要とされる情報収集コスト、②原材料の品質や価格を吟味し、供給業者や販売業者の行動を監視するために必要とされる評価コスト、③供給業者や販売業者と交渉し、契約を締結し、不具合がある場合には訴訟を起こしたり、機密漏洩を防止したりするために必要な交渉コストなどである。③の交渉コストには法的な要素 (訴訟費用) が含まれるが、それでも所有権の移転を明示的に扱ってはいない。市場取引は複数の当事者間の関係だが、その当事者とは別に、第三

の存在として、権利義務関係を認知しそれを保証する法的権威が必要である。つまり需給両サイドの当事者とは別の第三者の存在が不可欠なのだが、経済学は、法制度を制定し執行する第三者の存在を明示的には扱わなかった。経済学は所有を論じるだけで、所有権という法的概念を軽視したわけである。

7. 会社とは何か

会社や企業を意味する英語には firm, corporation, enterprise などさまざまなものがある。本書の筆者によれば、firm とは「力強い、耐久性がある、永続する」などを意味するラテン語の firmus を語源とする。それは個人事業主、パートナーシップ、法人企業などを含む一般的用語である。日本語の日常会話で使われる「会社」という言葉は、この firm に最も近いかもしれない。それに対して corporation は、法律に基づいて設立された法的実体（法人企業）であり、法的権威としての国家政府や州政府などの存在を前提とする。したがって法人企業は自然に発生したものではなく、法的権威の確立とともに登場した歴史的存在である。ところが正統派経済学は普遍的かつ不変の真理を追究した結果、所有権、契約、貨幣だけでなく法人企業制度も捨象した。

1991年のノーベル経済学賞受賞者ロナルド・コースが1937年に発表した論文 'The Nature of the Firm' 以来、会社と市場は、ともに生産活動を組織化する場所という意味で、相互に代替の様式ないしはハイブリッド的存在とみなされるようになった。その後マイケル・ジェンセンとウィリアム・メクリングが1976年に発表した論文 'Theory of the Firm' で、会社は供給業者、融資銀行、販売業者（需要家）、労働者

などとの間で取り交わされるさまざまな「契約の束ないし連鎖（nexus of contracts）」であるとされた。上記2つの論文の題名がいずれも firm を使っていることからわかるように、経済学で扱う会社はかならずしも法人企業（corporation）ではなかった。会社（firm）は、市場における契約取引の延長線上にある特殊な形態とみなされるようになった。換言すれば、市場での取引コストが会社経営の管理コストを上回る場合に、市場取引の特殊形態として会社が設立されるとみなされたのである。

株主と企業経営者の関係も、金銭的報酬や利得という「飴」と、罷免や更迭という「鞭」によって駆動されるインセンティブ契約とみなされた。（ただしこのインセンティブ契約は、売買契約や融資契約のように明示的な個別契約ではなく、仮定の包括契約である）。株主は残余価値ないし残余利益の請求権者だから、供給業者や労働者がただ乗りや手抜きをすると、残余利益が減少して損害を被る。そのためただ乗りや手抜きによる損失が発生しないように監視を強化する動機が株主には働く。株主は、残余価値を守るための監視強化によって、株主利益（残余利益）を高められるからである。

しかし本書の著者によれば、コース以下の経済学の論考では、契約主体としての企業の法的権利（会社財産の所有権）や法的責任（契約履行義務や製造物責任）が捨象され、企業経営に関わる管理コスト、そのなかでも企業経営者の経営管理手腕への報酬が注目された。確かに会社は、その内部に市場における第三者間の契約とは異なる管理システムを持っており、経営管理手腕は重要である。しかし経済学では、手腕に差がある実名の個人が登場することはないし、訴えたり訴えられたりする会社側の主体も

不明確である。独自の人格としての法人企業は、外部の自然人や別の法人から訴えられたり訴えたりする法的存在であることが忘れられている。

また経済学では、契約関係が市場だけでなく会社内部にも存在すると考えられ、会社と市場は境目のないハイブリッドとみなされた。しかし市場と企業の間接的存在として、フランチャイズや系列関係などがあるし、企業内にも自立性の高い部門や持ち株会社傘下の事業体が存在する。法人としての企業は、その内部に契約関係とは異質の信認関係や位階制などの仕組みを持つ統合された永続事業体であり、企業内部とその外部の間には明確な境界線が存在するはずだ。

会社は単に資産の集合体ではないし、契約の束でもないし、資産を所有する人々の結合体でもない。特に法人企業は権利義務を持つ法的実在であり、権利の中でも会社財産の所有権が肝要である。その所有権を担保するのが会社法などの法制度であって、コングロマリット、戦略的提携、系列関係や供給業者のネットワークといった事業形態も、法的な規定がなければ成立しえない。

8. 制度進化の必要性

本書を一貫して流れるテーマは、第一に、資本主義が単なる物理的な生産システムではなく、体系的な情報システムだという点である。そして第二に、情報システムとしての資本主義は法、所有権、契約、貨幣といった制度によってその基盤が構成される。第三に、情報システムとしての現代の資本主義を理解するには、労働者が機械を使って原材料を加工するといった旧来型の物理的生産よりも、情報、知恵、工

夫、改良などによる知的生産を分析の中心に据えるべきである。そして第四に、最も効率的な資本主義の形態は、その時々によって変わるので、環境変化に合わせて柔軟に対応する組織や構成員の動機づけや制度的な対応が必要である。つまり資本主義という経済システムは、社会組織の一機能にすぎず、より大きな社会的、文化的、制度的な枠組みに覆われている。

著者によれば、アダム・スミス以下の古典派経済学者は、生産が物理的な法則に従って行われると考え、生産活動を機械工学との類推で分析したので、環境や生態の変化や進化の過程を見失った。実際、古典派経済学の文献には知識、知恵、情報といった言葉はあまり登場しない。生物学の知見を経済学に持ち込んだアルフレッド・マーシャルが、有機的組織としての経済の重要性を指摘した点では例外である。マーシャルは『経済学原理』第4編第1章で「知識は生産の有力な機関（エンジン）だ」と論じた。しかしそのほかの経済学者は、進化のプロセスを生産関数というブラックボックスの中で処理した。

近代資本主義が確立する以前の時代には、社会的慣習や文化的伝統といった情報（インプット）が、人間の頭脳や道具の中に埋め込まれ、その道具や頭脳を使った労働によって、情報を体化したあらたな生産物（アウトプット）が生み出された。それが近代資本主義の時代になると、インプットとしての情報が、制度（所有権、貨幣、契約など）の形をとって処理され、アウトプットとしての情報を再生産するようになった。制度とは生産、所有、分配、支出などの活動に関わる情報の記録システムである。その情報の中には知識、習慣、癖、反復工程など

が含まれ、そうした情報を伝達する過程で、情報の質量が増加して制度も進化する。必要とされる情報が広範かつ複雑になれば、それに伴って経済社会も複雑になるので、法制度を管理する政府や行政の役割も広範かつ複雑になる。

9. 資本主義の多様性

以上の基本認識を踏まえたうえで、著者は14章で21世紀の資本主義を展望する。著者の問題意識は、先進工業国の資本主義の制度基盤が円滑に新興国へ継受されるかどうか、また資本主義の多様性が維持されるかどうか、所得格差、金融の不安定性、民主主義政治の危機といった問題はどうかといった諸点である。これらの問題に対する答えは常識的なもので、格別に目新しくはないが、要約すると以下のような諸点である。

第一に、資本や技術の拡散によって中国やインドといった新興国が台頭する一方で、欧米諸国の相対的経済力が低下する。中国経済は、GDPの大きさでは2030年までに米国やEUを追い越す可能性が高い。しかしそれ以降の中国の経済成長には大きな期待を持たないとする。その理由は、人口が増加しなくなることと、1人当たりGDPの成長が望めないことである。中国の1人当たりGDPは2050年時点でも米国の1人当たりGDPを追い抜かないであろう。ちなみにIMF（国際通貨基金）の統計によれば、2015年現在、中国の1人当たりGDPは市場為替レート換算で米国の15%、購買力平価換算でも米国の25%であり、キャッチアップの道のはまだ長い。中国を含む新興国の1人当たりGDPの成長に関する著者の予想が控え目なのは、サービス経済化に伴って成長率が低下すること、および癒着や腐敗が横行し、法の支配

の原則が根付かず、政府の開放性や透明性も低いことである。

20世紀以降において1人当たりGDPが急成長したのは日本、台湾、韓国の三か国である。米国の1人当たりGDPに対する比率（購買力平価換算の推計値）でみると、日本は米国の20%（1950年）から80%（1990年）の水準へと上昇し、台湾は10%（1950年）から78%（2012年）の水準へ、また韓国は8%（1950年）から64%（2012年）の水準へと上昇した（注）。1人当たりGDPが最高水準の米国に対する比率でみて、20%以下の水準から60%以上の水準に成長した国は、日台韓の三か国だけである。日本、台湾、韓国の1人当たりGDPが急成長した理由は、単に欧米から資本や技術を導入しただけでなく、民主政治が芽生え法制度や社会制度が整備されたためだと著者は論じる。この点において現在の新興国には疑念があるというのが著者の判断である。

第二に、中国を始めとする新興国内でも不均衡や政治不安が高まる可能性がある。グローバル化の進行にもかかわらず、欧米の諸制度の継受はむずかしく、所得格差や金融の不安定性も解消しないであろう。第三に、食料やその他資源の争奪戦争、環境劣化、大量の移民などが国家間の対立を引き起こす。ここで著者はダニー・ロドリック著『グローバリゼーション・パラドックス』を引用し、主権国家（独立）、民主政治（自由）、グローバル化（経済の安定成長）の三つの価値ないし理念を同時に達成するのはむずかしいとする。中国など新興国の民主化は世界大戦のリスクを低下させるといった希望を抱かせるが、新興国の経済発展は、民主政治の定着を自動的に保証しないであろう。「ツキディデスの罠」が示唆するように、スパ

ルタとアテネの戦い（ペロポネソス戦争）以来、ヘゲモニーを握る国の交代は戦争を併発したというのが世界の歴史である。

それにもかかわらず、本書の著者は米英型資本主義モデルの普遍化よりも資本主義の多様性を重視する。資本主義の多様性を認めつつ、国際協調の道を探るのが現実的な対応策であると論じる。予期せぬ内的外的な衝撃から地球経済を守るためには、複数の多様な経済システムが併存しているほうが望ましいという。近年アングロサクソン・モデルと呼ばれる米英型の国家統治システムが内部崩壊したことが、多様性の必要さを物語っている。多様性の存在が地球経済のシステムック・リスクに対する防衛にもつながる。

(注)OECD Development Centre Studies [2006] *The World Economy* を参照。

10. 資本主義の将来展望

マルクス、ケインズ、シュンペーターといった稀代の経済学者は、資本主義が崩壊するか、それとも進化するかといった方向性の違いは別として、資本主義がなんらかの形で変質すると予想していた。今やこのテーマがポスト資本主義の展望として再考されている。本書の16章でも、冒頭で述べた資本主義の6つの構成要素を再検討する形で、資本主義の将来の姿が論じられている。

著者は、資本主義の大枠を破棄するのではなく、民主的な監視の強化によって資本主義を改良するのが妥当だとする。そして資本主義と民主主義が持続的に共生するには、上記6要素のうち所有権、貨幣、事業体の存在(1.2.4.)は変化しないであろうとする。しかし利潤追求(3)、雇用関係(5)、民間銀行制度(6)に

関しては、なんらかの形で変化する可能性がある」と示唆する。このうち民間銀行制度に関しては、大金融危機を踏まえて銀行の業務規制や金融取引税の提案といった形ですでに変化の兆しがある。問題となるのは、利潤追求(3)と雇用関係(5)である。この二点に関して評者の見解も加味して、主要な論旨をまとめると以下のとおりである。

<利潤追求の見直し>

株式会社としての法人企業は利潤追求を目的とするが、利潤追求を目的としない事業体も存在する。それは例えば協同組合、非営利団体(NPO)、国営企業などである。逆に利潤を追求するが、法人格を持たない事業体もある。米国で「パススルー (Pass Through)」と総称される事業体はその例であり、そのなかにはパートナーシップやREIT(不動産投資信託)、個人営業主などが含まれる。2017年税制改革法では、こうした事業体の事業主や出資者に対する減税が行われた。

しかしどのような事業体でも、分業による効率を追求して組織化されれば、その内部に序列や指揮命令関係が生まれるであろう。もちろん労働者には自営業を選択する道もあるが、老齢年金や健康保険の手当て、設備投資のための資金調達、納税などの実務をすべてひとりで行うのはむずかしい。組織に参加しその組織内での機能分担や役割分担に身を委ねたほうが便利である。いずれにしても情報通信技術の発達に伴って、事業体の性格や個人と事業体との間の関係が変わるであろう。

<雇用関係の見直し>

上記の点に関連して、雇用契約に基づく賃金労働の仕組み、ないしは雇用者(経営管理者)と被雇用者(労働者)の主従関係が変質するか

どうかも問題である。この点に関しては、情報通信技術、人工知能、ロボットなどの発達によってすでに変化の兆しがみられる。一方では、情報通信技術、人工知能、ロボットなどの発達が、監視社会の脅威を高める可能性もある。しかし他方では、技術が高度化すると、知識労働者や専門技術職（被雇用者）の仕事を経営管理者（雇用者）が統率し監督することがむずかしくなり、雇用者と被雇用者の主従関係ないし力関係が変化する可能性もある。このことは、非正規労働者の地位向上や自営業者の交渉力強化を示唆する。

会社における雇用関係には信認関係の要素もあるが、同時に主従の身分関係もあり、ある人（雇用者）が別の人（被雇用者）を使役することに関して従来から疑念があった。労働組合運動や社会主義運動はそうした疑念の現れであった。雇用者は、機械設備を所有することを理由として、労使の主従関係を正当化し、法的疑念を乗り越えてきた。しかし知的資産や情報が主要な投入要素となると、雇用契約によって被雇用者を拘束することがむずかしくなる。機械や設備のような有形資産と情報やコンテンツのような無形資産との間の相対価格が変化し、知識労働者や技能労働者の交渉力が強化されるであろう。例えば、ソフトウェア・エンジニアのプログラミング能力は、そのエンジニアの頭脳の中に蓄積されるので、市場や会社の外部でも利用可能である。

雇用者が被雇用者に対して時間給（固定給）を支払うといった従来の雇用契約も、雇用者が機械や設備を所有するという前提で成り立っていた。しかし物的生産よりも情報サービスの生産が重要になると、時間とは無関係に一つ一つの仕事に応じて成果給が支払われるようになる

であろう。知的労働の投入時間と情報サービスやコンテンツ（生産物ないし商品）の価値は、必ずしも比例しないからである。それにとまって雇用契約も変化するであろう。また雇用者の理解を超えた知識労働者の暗黙知が付加価値生産の源泉になると、過度な経営管理や労働者監視は自発的な知的資産創造をかえって阻害する。

知識労働者が提供する知的資産を投入物として使用し、情報通信技術関連企業（ICT企業）のような事業体がより付加価値の大きい情報サービスやコンテンツを生産し供給する。そうした経済での雇用形態は、準自営業者（quasi self-employment）の増加をもたらすであろう。すでにハイテク産業の研究所、コンサルティング企業ではそうした雇用形態が増加している。

<独占禁止法の見直し>

ICT企業のような事業体が、産出物として情報サービスの私的財産権を所有するわけだが、そのことがまたあたらしい問題を提起する。というのは、情報には非排他的かつ非競争的といった意味で公共財の性格があるのだが、ICT企業のほうは情報（特に個人情報のようなデータ）を私的財産として蓄積するからである。データを占有すれば、データを使った商品やサービスの開発も有利になる。そうした商品やサービスの生産や供給が、少数の巨大ICT企業に独占されると、消費者利益の侵害といった問題が発生する。ICT企業によるデータの占有化は、資本主義の活力を損なうことになり、あらたな問題となるかもしれない。というのは、情報は多くの人々に利用されたときにはじめて、経済全体の生産性を高めるからである。つまり公共財としての情報は、万人に共有

されたときに外部経済効果を発揮するのだが、ICT企業にとっては、データを独占することが利益創出の誘因（動機）となる。しかしデータの独占は競争制限的行為を生むので、ロバート・ボークが提唱した法理論も見直しを迫られるであろう。「反トラスト法の逆説」と呼ばれるボークの法理論は、消費者利益が向上するかぎり生産者の規模集中は問題ではないという考え方で、1980年以降、独禁法の運用で支配的な判断基準であった。

データの独占による利用制限とは少し意味合いが異なるが、個人情報の商品化といった問題も起きている。デジタル・プラットフォーム上で収集された個人データが、データ発信元のユーザー（プラットフォームの利用者）の了解を得ずに、情報商品（個人情報の集積としてのビッグデータ）として、ICT企業と広告主などとの間で取引されるようになった。こうしたビッグデータが、広告収入といった形で付加価値を生むのだが、ユーザーや消費者の個人データに対して、ICT企業の所有権を認められるかどうか大きな問題になっている。情報は一度共有されると、元に戻して再度私有化（秘匿化）することがむずかしい。情報は普通の財とは異なり所有権を設定しにくいので、所有権を取引する市場の意味も変わってくるであろう。情報経済やネットワーク経済では、所有権よりも共有や贈与、互酬が重要になるかもしれない。

本書の著者は、資本主義の6つの構成要素のうち所有権は変化しないと論じているが、情報経済やネットワーク経済では、所有権よりも共有や贈与、互酬が重要になり、そうした意味で所有権の見直しも進むであろう。

<会社法の見直し>

利潤追求（上記6要件のうちの3）と賃金労働を伴う雇用関係（同じく5）は、株式会社としての法人企業に関わる法的問題でもある。株式会社は、①株主とは別の法人格、②株式の譲渡可能性、③株主の有限責任、この三つを法的構成要素とする。株主有限責任は、株主が残余利益の請求権者ないし残余リスクの負担者であるといった想定とセットになっている。原材料の供給業者や銀行などの利害関係者の場合には、それぞれが個別契約によって支払い請求権を守られているのに対して、株主には利益確保の保障がなく、株主利益は不確かでリスクがある。その分株主責任を有限にするという発想が生まれたのである。そもそも株主有限責任の仕組みが工夫されたのは、株式会社制度が出来上がった時代（19世紀中葉）には、労働力は余剰であったが資本が不足していたため、いかに多額の資金を集めるかが大きな課題だったからである。

しかし今や資金は豊富に存在し、不足しているのは技術者や熟練労働者といった時代になった。また残余リスクは、株主だけでなく労働者（被雇用者）も負っている。労働者はその会社だけでしか通用しない技能や知識を習得し、また企業年金を積み立て、住居を会社の近傍に構えるなどして、いわば会社と一蓮托生の関係にある。まして株主の場合には、有限責任や株式の譲渡可能性のおかげで、複数の会社の株式に分散投資するといったリスクヘッジの方法があるが、労働者の場合には、別の会社に転職することは可能でも、複数の会社に就労してリスク分散するのはむずかしい。したがって会社法が有限責任といった恩典を株主に与えるのであれば、労働者や地域社会などの利害関係者にも、それに見合った恩典を与えるべきという論理が

成立する。

実際、株主利益とほかの利害関係者の利益は相反する場合が多い。特に近年、大企業およびその経営者や株主が、政治献金やロビー活動、メディアを通じた政治的影響力行使によって利益を確保するようになった。そうした観点からすれば、会社法の見直しが今後の課題になる。例えば会社経営の支配権を行使する創業者のような株主は無責任を負う一方で、支配権を行使できない一般株主は有限責任とする。あるいは残余リスクを負担する労働者にも株式を配分するといった方法もある。情報通信技術 (ICT) 企業の創業者と、その企業で働く高度技術者や熟練労働者とが、協同組合に近い組織形態を採用することもありえよう。その方が研修や福利厚生の実現につながるであろう。創業者や高度技術者、熟練労働者などによる協同組合が主要な事業組織形態となれば、それは法人企業を中核とする従来の資本主義とは別の経済システムへの移行を意味する。

また会社法の問題ではないが、リスク負担といった意味では、データや個人情報を提供するユーザー (消費者) も大きなリスクを負っている。ユーザーの権利保護が今まで以上に必要になるであろう。2018年5月から実施された「EU一般データ保護規則」はその先駆けである。

以上の諸点は、評者の見解を加味した最終章16章の要約だが、本書の最終的な結論は次のような諸点である。市場取引は分権的な意思決定を可能にし、選択の自由と機会の均等をもたらした。しかし市場取引だけで自由や平等が保障されるわけではない。また労働力の再生産 (生殖) や労働力の取引を市場だけに任せることもできない。さらに自由と平等を保障するためには、教育や治安、健康などが確保されなければならない。そのためには租税制度や社会保障制度を充実しなければならない。今後は資産税の課税強化、基礎的所得の手当て、知識労働者による協同組合の設立、会社法改正などが政策課題となるであろう。

最後に一点、問題提起をすれば、政府による資本主義制度の再設計の必要性を認めるとしても、現代のように物、金、人、アイデアが国境を越えて移動する時代には、一国の政府が単独で制度を再設計するのは限界があることだ。G7やG20あるいはEUのレベルでさえ国際協調がむずかしいのが現実だが、だからといって国際貿易や国際資本移動を遮断するのも穏当ではない。アインシュタインは、1945年1月の書簡で「第三次世界大戦を避けるためには世界政府が必要だ」といった趣旨のことを述べたとされる。この議論は果てしなく続くであろう。

(法政大学名誉教授)